

様式第2号(第8条関係) 産業医選定報告書

産業医選定報告書 <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> 総括安全衛生管理者 様 <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">職名</div> 安全衛生管理者 <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">氏名 ㊟</div>		
学 校 名		
産 業 医	選 定 年 月 日	年 月 日
	職 ・ 氏 名	
	生年月日(年齢)	年 月 日 (歳)
参 考 事 項		

注1 年齢は、選定年月日現在で記入すること。

2 「参考事項」の欄には、選定替えの場合等の理由を記入すること。

様式第3号(第9条関係) 作業主任者選任報告書

作業主任者選任報告書		年 月 日
総括安全衛生管理者 様		
職名 安全衛生管理者		
氏名		㊟
機 関 名		
常 時 勤 務 す る 職 員 数		労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第6条 号該当
作業主任者	選 任 年 月 日	年 月 日
	所 属	
	職 氏 名	
	生年月日(年齢)	年 月 日(歳)
	取得した免許又は終了した講習	
	免許取得又は講習終了年月日	年 月 日
作 業 内 容 及 び 使 用 機 具 等		
参 考 事 項		

注1 年齢は、選任年月日現在で記入すること。

2 「参考事項」の欄には、選任替えの場合等の理由を記入すること。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則3-22

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬道和

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

愛媛県人事委員会事務局処務規則（愛媛県人事委員会規則3-1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>（組織）</p> <p>第2条 事務局に次の課及び係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>採用給与課</td> <td>審査係、任用試験係、給与制度係</td> </tr> </table>			採用給与課	審査係、任用試験係、給与制度係	<p>（組織）</p> <p>第2条 事務局に次の課及び係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">総務課</td> <td style="width: 50%;">庶務係、審査係</td> </tr> <tr> <td>採用給与課</td> <td>_____任用試験係、給与制度係</td> </tr> </table> <p>（事務の分掌）</p> <p>第3条 各課の事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>人事委員会の議事に関すること。</u> (2) <u>人事委員会の機密に関すること。</u> (3) <u>人事委員会、同事務局の公印を保守すること。</u> (4) <u>人事委員会規則の制定改廃の事務に関すること。</u> (5) <u>事務局の予算、決算及び経理に関すること。</u> (6) <u>事務局職員の人事、職階、給与、研修及び福利厚生に関すること。</u> (7) <u>事務局財産及び物品の管理に関すること。</u> (8) <u>事務局事務の総合調整に関すること。</u> (9) <u>文書の受発、記録、編さん及び保管に関すること。</u> (10) <u>広報に関すること。</u> (11) <u>職員の給与勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査判定及び勧告その他必要な措置に関すること。</u> (12) <u>職員に対する不利益な処分の審査及び必要な措置に関すること。</u> (13) <u>職員の苦情の処理に関すること。</u> (14) <u>勤務時間その他勤務条件に関すること。</u> (15) <u>分限及び懲戒並びに服務に関すること。</u> (16) <u>厚生福利制度に関すること。</u> (17) <u>職員団体に関すること。</u> (18) <u>職員に対する労働基準監督機関の職権に関すること。</u> (19) <u>その他の課の主管に属しないこと。</u> <p>採用給与課</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>職員に関する制定についての研究の成果を議会若しくは長又は任命権者に対して提出する事務に関すること。</u> (2) <u>人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃について議会及び長に対し意見を具申する事務に関すること。</u> (3) <u>人事行政の運営に関し任命権者に対して勧告する事務に関すること。</u> (4) <u>給与その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に対し勧告する事務に関すること。</u> 	総務課	庶務係、審査係	採用給与課	_____任用試験係、給与制度係
採用給与課	審査係、任用試験係、給与制度係								
総務課	庶務係、審査係								
採用給与課	_____任用試験係、給与制度係								

(職員の職)

第3条 事務局長の外事務局に次の職をおく。

(1)~(3) 省略

(4) 担当係長

2・3 省略

第4条 省略

2~7 省略

8 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。

9 省略

10 省略

第5条 省略

第6条 省略

第7条 省略

第8条 省略

第9条 省略

第10条 省略

(事務の代決)

第11条 省略

2 事務局長及び次長が共に不在のときは、課長がその事務を代決する。

第12条 省略

第13条 省略

(5) 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務に関すること。

(6) 職階制に関する計画の立案及びその実施に関すること。

(7) 職員の研修に関すること。

(8) 職員の勤務成績の評定に関すること。

(9) 給与制度に関すること。

(10) 人事行政に関する調査、人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。

(11) 職員に対する給与の支払の監理に関すること。

(12) 退職金制度に関すること。

(職員の職)

第4条 事務局長の外事務局に次の職をおく。

(1)~(3) 省略

2・3 省略

第5条 省略

2~7 省略

8 省略

9 省略

第6条 省略

第7条 省略

第8条 省略

第9条 省略

第10条 省略

第11条 省略

(事務の代決)

第12条 省略

2 事務局長及び次長が共に不在のときは、主務課長がその事務を代決する。

第13条 省略

第14条 省略

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務を命ぜられたものとする。

人事委員会事務局総務課庶務係長	人事委員会事務局採用給与課担当係長
人事委員会事務局総務課	人事委員会事務局採用給与課

○愛媛県人事委員会規則6 - 180

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6 - 5)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表第1（第4条関係）

行政職群級別職務区分表

職務の級 区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略
5級		課長補佐 室長補佐 省略
6級		本局課長 本局室長 省略
省略		省略
8級		省略 省略
9級		省略 中央病院事務局長 中央病院経営統括監

備考 省略

別表第4（第4条関係）

医療職群（一）級別職務区分表

職務の級 区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
5級	知事の事務部局	省略 —— 省略 保健所長（5級） 衛生環境研究所長 省略
	省略	

別表第6（第4条関係）

医療職群（三）級別職務区分表

職務の級 区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略
7級		副院長 看護部長 省略

備考 省略

別表第1（第4条関係）

行政職群級別職務区分表

職務の級 区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略
5級		課長補佐 —— 省略
6級		本局課長 —— 省略
省略		省略
8級		省略 中央病院企画調査監 省略
9級		省略 中央病院事務局長 ——

備考 省略

別表第4（第4条関係）

医療職群（一）級別職務区分表

職務の級 区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
5級	知事の事務部局	省略 部付 省略 保健所長（5級） —— 省略
	省略	

別表第6（第4条関係）

医療職群（三）級別職務区分表

職務の級 区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略
7級		—— 看護部長 省略

備考 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1070

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年4月1日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																																																																																			
<p>別表第10(第3条関係)</p> <p>級 別 職 務 区 分 表</p> <p>1 行政職給料表級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">3 級</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人事委員会の事務部局</td> <td>係長 担当係長</td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">5 級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 — 省略 — 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td>監査主幹 省略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td>省略 — — — 省略 — 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td>課長— 省略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td>省略 えひめ青少年ふれあいセンター所長 えひめ青少年ふれあいセンター所長補佐 省略 博物館長補佐 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">6 級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 地方局健康福祉環境部企画課長 — — 省略 — —</td> </tr> </tbody> </table>			職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略			3 級	省略		人事委員会の事務部局	係長 担当係長	議会の事務部局	省略		—	監査委員の事務部局	省略	省略		省略			5 級	知事の事務部局	省略 — 省略 — 省略	省略		監査委員の事務部局	監査主幹 省略	教育委員会の事務部局	省略 — — — 省略 — 省略	省略		監査委員の事務部局	課長— 省略	教育委員会の事務部局	省略 えひめ青少年ふれあいセンター所長 えひめ青少年ふれあいセンター所長補佐 省略 博物館長補佐 省略	省略		6 級	知事の事務部局	省略 地方局健康福祉環境部企画課長 — — 省略 — —	<p>別表第10(第3条関係)</p> <p>級 別 職 務 区 分 表</p> <p>1 行政職給料表級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">3 級</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人事委員会の事務部局</td> <td>係長 — 省略</td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td>係長 省略</td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">5 級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 育樹祭調整班長 省略 消費生活センター所長 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td>課長— 省略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td>省略 えひめ青少年ふれあいセンター所長 えひめ青少年ふれあいセンター所長補佐 省略 博物館長補佐 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td>課長— 省略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td>省略 えひめ青少年ふれあいセンター所長 えひめ青少年ふれあいセンター所長補佐 省略 博物館長補佐 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">6 級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 地方局健康福祉環境部企画課長 (東予地方局健康福祉環境部今治支局企画課長を除く。) 省略 東予地方局健康福祉環境部今治支局健康増進課長</td> </tr> </tbody> </table>			職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略			3 級	省略		人事委員会の事務部局	係長 — 省略	議会の事務部局	係長 省略	監査委員の事務部局	省略	省略		省略		5 級	知事の事務部局	省略 育樹祭調整班長 省略 消費生活センター所長 省略	省略		監査委員の事務部局	課長— 省略	教育委員会の事務部局	省略 えひめ青少年ふれあいセンター所長 えひめ青少年ふれあいセンター所長補佐 省略 博物館長補佐 省略	省略		監査委員の事務部局	課長— 省略	教育委員会の事務部局	省略 えひめ青少年ふれあいセンター所長 えひめ青少年ふれあいセンター所長補佐 省略 博物館長補佐 省略	省略		6 級	知事の事務部局	省略 地方局健康福祉環境部企画課長 (東予地方局健康福祉環境部今治支局企画課長を除く。) 省略 東予地方局健康福祉環境部今治支局健康増進課長
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																																																																																				
省略																																																																																						
3 級	省略																																																																																					
	人事委員会の事務部局	係長 担当係長																																																																																				
	議会の事務部局	省略																																																																																				
		—																																																																																				
	監査委員の事務部局	省略																																																																																				
	省略																																																																																					
省略																																																																																						
5 級	知事の事務部局	省略 — 省略 — 省略																																																																																				
	省略																																																																																					
	監査委員の事務部局	監査主幹 省略																																																																																				
	教育委員会の事務部局	省略 — — — 省略 — 省略																																																																																				
	省略																																																																																					
	監査委員の事務部局	課長— 省略																																																																																				
	教育委員会の事務部局	省略 えひめ青少年ふれあいセンター所長 えひめ青少年ふれあいセンター所長補佐 省略 博物館長補佐 省略																																																																																				
	省略																																																																																					
6 級	知事の事務部局	省略 地方局健康福祉環境部企画課長 — — 省略 — —																																																																																				
	職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																																																																																			
	省略																																																																																					
3 級	省略																																																																																					
	人事委員会の事務部局	係長 — 省略																																																																																				
	議会の事務部局	係長 省略																																																																																				
	監査委員の事務部局	省略																																																																																				
	省略																																																																																					
	省略																																																																																					
5 級	知事の事務部局	省略 育樹祭調整班長 省略 消費生活センター所長 省略																																																																																				
	省略																																																																																					
	監査委員の事務部局	課長— 省略																																																																																				
	教育委員会の事務部局	省略 えひめ青少年ふれあいセンター所長 えひめ青少年ふれあいセンター所長補佐 省略 博物館長補佐 省略																																																																																				
	省略																																																																																					
	監査委員の事務部局	課長— 省略																																																																																				
	教育委員会の事務部局	省略 えひめ青少年ふれあいセンター所長 えひめ青少年ふれあいセンター所長補佐 省略 博物館長補佐 省略																																																																																				
	省略																																																																																					
6 級	知事の事務部局	省略 地方局健康福祉環境部企画課長 (東予地方局健康福祉環境部今治支局企画課長を除く。) 省略 東予地方局健康福祉環境部今治支局健康増進課長																																																																																				

		省略 中予地方局産業経済部久万高原森林林業課長 南予地方局産業経済部水産課長 省略 消防学校教頭 消費生活センター所長 省略
	省略	
	教育委員会の事務 部局	省略 総合教育センター総務課長 _____ _____ _____ 省略 _____ 省略
	省略	
省略		
8 級	省略	
	教育委員会の事務 部局	省略 _____ _____ 省略
省略		

2 公安職給料表級別職務区分表

職務の 級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職	
省略		
7 級	省略	警務部企画調整官（7 級） 省略
8 級	省略	警務部企画調整官（8 級） 省略
省略		

3 省略

4 医療職給料表（一）級別職務区分表

職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
4 級	知事の事務部局	省略 _____ 省略 医監（5 級） 衛生環境研究所長 省略

5 医療職給料表（二）級別職務区分表

		省略 中予地方局産業経済部久万高原森林林業課長 _____ 省略 消防学校教頭 _____ 省略
	省略	
	教育委員会の事務 部局	省略 生涯学習センター総務課長 生涯学習センター振興課長 総合科学博物館総務課長 歴史文化博物館総務課長 省略 博物館長 省略
	省略	
省略		
8 級	省略	
	教育委員会の事務 部局	省略 事務局付 生涯学習センター所長 省略
省略		

2 公安職給料表級別職務区分表

職務の 級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職	
省略		
7 級	省略	警務部企画官（7 級） 省略
8 級	省略	警務部企画官（8 級） 省略
省略		

3 省略

4 医療職給料表（一）級別職務区分表

職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
4 級	知事の事務部局	省略 部付 省略 医監（5 級） _____ 省略

5 医療職給料表（二）級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
7級	知事の事務部局	省略 東予地方局健康福祉環境部今治支局健康増進課長 省略

6～9 省略

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
7級	知事の事務部局	省略 東予地方局健康福祉環境部今治支局企画課長 省略

6～9 省略

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第2条 給料表の適用範囲に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-44)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(医療職給料表(一)の適用範囲)</p> <p>第3条 医療職給料表(一)は、子ども療育センター、保健所、衛生環境研究所及び心と体の健康センターに勤務し、医療業務に従事する医師である職員、保健福祉部に勤務する医師で局長____の職にある職員、<u>同部管理局医療対策課</u> _____ に勤務する医師である職員、<u>同部健康衛生局健康増進課</u>に勤務する医師で課長の職にある職員並びに同課に勤務する歯科医師である職員に適用する。</p> <p>(医療職給料表(二)の適用範囲)</p> <p>第4条 医療職給料表(二)は、子ども療育センター、保健所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、歯科技術専門学校、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、義務教育諸学校及び共同調理場に勤務する職員並びに松山市及び財団法人愛媛県動物園協会(昭和62年4月1日に財団法人愛媛県動物園協会という名称で設立された法人をいう。)へ派遣されている職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1)～(8) 省略</p>	<p>(医療職給料表(一)の適用範囲)</p> <p>第3条 医療職給料表(一)は、子ども療育センター、保健所、衛生環境研究所及び心と体の健康センターに勤務し、医療業務に従事する医師である職員、保健福祉部に勤務する医師で局長<u>及び部付</u>の職にある職員(松山市へ派遣されている職員を含む。)、<u>同部管理局保健福祉課</u>に勤務する医師である職員、<u>同部健康衛生局健康増進課</u>に勤務する医師で課長の職にある職員並びに同課に勤務する歯科医師である職員に適用する。</p> <p>(医療職給料表(二)の適用範囲)</p> <p>第4条 医療職給料表(二)は、子ども療育センター、保健所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、歯科技術専門学校、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、義務教育諸学校及び共同調理場に勤務する職員並びに _____ 財団法人愛媛県動物園協会(昭和62年4月1日に財団法人愛媛県動物園協会という名称で設立された法人をいう。)へ派遣されている職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1)～(8) 省略</p>

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第3条 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																														
<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>公 職</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">知事の事務部局</td> <td>省略 中央児童相談所長 衛生環境研究所長 省略</td> <td rowspan="2">1 種</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">中予地方局産業経済部久万高原森林林業課長 南予地方局産業経済部水産課長 省略 消防学校教頭 消費生活センター所長 省略</td> <td>省略</td> <td rowspan="6">4 種</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	部 局	公 職	区 分	知事の事務部局	省略 中央児童相談所長 衛生環境研究所長 省略	1 種	省略	中予地方局産業経済部久万高原森林林業課長 南予地方局産業経済部水産課長 省略 消防学校教頭 消費生活センター所長 省略	省略	4 種	省略	省略	省略	省略	省略	<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>公 職</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">知事の事務部局</td> <td>省略 中央児童相談所長 _____</td> <td rowspan="2">1 種</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">中予地方局産業経済部久万高原森林林業課長 _____ 省略 消防学校教頭 _____ 省略</td> <td>省略</td> <td rowspan="6">4 種</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	部 局	公 職	区 分	知事の事務部局	省略 中央児童相談所長 _____	1 種	省略	中予地方局産業経済部久万高原森林林業課長 _____ 省略 消防学校教頭 _____ 省略	省略	4 種	省略	省略	省略	省略	省略
部 局	公 職	区 分																													
知事の事務部局	省略 中央児童相談所長 衛生環境研究所長 省略	1 種																													
	省略																														
中予地方局産業経済部久万高原森林林業課長 南予地方局産業経済部水産課長 省略 消防学校教頭 消費生活センター所長 省略	省略	4 種																													
	省略																														
	省略																														
	省略																														
	省略																														
	省略																														
部 局	公 職	区 分																													
知事の事務部局	省略 中央児童相談所長 _____	1 種																													
	省略																														
中予地方局産業経済部久万高原森林林業課長 _____ 省略 消防学校教頭 _____ 省略	省略	4 種																													
	省略																														
	省略																														
	省略																														
	省略																														
	省略																														

	省略 _____ 省略 _____ 省略	5 種		省略 育樹祭調整班長 省略 消費生活センター所長 省略	5 種
委員会等の 事務部局	省略 _____ _____ 省略	1 種	委員会等の 事務部局	省略 教育委員会事務局付 生涯学習センター所長 省略	1 種
	省略 _____	3 種		省略 博物館長	3 種
	省略 総合教育センター総務課長 _____ _____ 省略	4 種		省略 生涯学習センター総務課長 生涯学習センター振興課長 総合科学博物館総務課長 歴史文化博物館総務課長 省略	4 種
	省略 監査事務局監査主幹 省略 _____ 省略 _____ 省略 省略	5 種		省略 監査事務局課長_____ 省略 えひめ青少年ふれあいセンター所長 えひめ青少年ふれあいセンター所長補佐 省略 博物館長補佐 省略 省略	5 種
警察の事務 部局	省略 省略 警務部企画調整官 省略 省略	3 種	警察の事務 部局	省略 省略 警務部企画官_____ 省略 省略	3 種
備考 省略			備考 省略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第 3 号

へき地等学校の指定（平成13年12月愛媛県人事委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成21年 4 月 1 日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 へき地学校 (1) 小学校の部			1 へき地学校 (1) 小学校の部		
市郡名	学 校 名	級別区分	市郡名	学 校 名	級別区分
省略			省略		

松山市	松山市立興居島小学校釣島分校	4級
	省略	
省略		
西宇和郡	省略	
	省略	1級
	省略	
省略		

(2) 中学校の部

市郡名	学 校 名	級別区分
省略		
上浮穴郡		1級
	省略	
省略		
省略		
省略		

2 へき地学校に準ずる学校

(1) 小学校の部

市郡名	学 校 名
越智郡	省略
松山市	松山市立中島小学校
省略	
西宇和郡	
	省略
省略	

(2) 省略

3 特別の地域に所在する学校

(1) 省略

(2) 中学校の部

市郡名	学 校 名
省略	
南宇和郡	省略

松山市	松山市立由良小学校釣島分校	4級
	省略	
省略		
八幡浜市	八幡浜市立大島小学校	3級
西宇和郡	省略	
	省略	1級
	伊方町立塩成小学校	
省略		

(2) 中学校の部

市郡名	学 校 名	級別区分
省略		
上浮穴郡	久万高原町立面河中学校	1級
	省略	
伊予郡	砥部町立広田中学校	1級
省略		
八幡浜市	八幡浜市立大島中学校	3級
省略		

2 へき地学校に準ずる学校

(1) 小学校の部

市郡名	学 校 名
越智郡	省略
省略	
西宇和郡	伊方町立豊之浦小学校
	省略
省略	

(2) 省略

3 特別の地域に所在する学校

(1) 省略

(2) 中学校の部

市郡名	学 校 名
省略	
南宇和郡	省略
	愛南町立中浦中学校

○愛媛県人事委員会告示第4号

労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事務所の号別区分等（平成11年3月愛媛県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

愛媛県人事委員会
委員長 稲 瀬 道 和

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の号別区分等	事業又は事務所	労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の号別区分等	事業又は事務所
省略		省略	
12	省略 _____ 省略	12	省略 博物館 えひめ青少年ふれあいセンター 省略
省略		省略	

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第5号

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成21年4月1日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大 三 郎

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程

（愛媛県公営企業組織規程の一部改正）

第1条 愛媛県公営企業組織規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前															
<p>（公営企業管理局）</p> <p>第3条 公営企業管理局に総務課、発電工水課及び県立病院課を置き、その分掌を次のとおりとする。</p> <p>総務課 省略</p> <p>発電工水課 省略</p> <p>県立病院課</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p><u>(7) 愛媛県立中央病院整備運営事業に関すること。</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>2 県立病院課に新中央病院整備室を置き、前項の表県立病院課の項第7号の事務を分掌する。</u></p> <p>（係の設置）</p> <p>第4条 課及び室に係を置き、係の名称は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>係の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立病院課</td> <td>管理係、企画係、指導係</td> </tr> <tr> <td>新中央病院整備室</td> <td>事業管理係、運営企画係</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>（職の設置）</p> <p>第5条 本局に次の表の左欄に掲げる職を置き、当該職を命ぜられた者は、それぞれ上司の命を受けて当該右欄に掲げる職務に従事する。ただし、局付、参事、技幹、副参事、課付、技術課長補佐、専門員、担当係長及び主任については、業務の状況により置かないことができる。</p>		課	係の名称	省略		県立病院課	管理係、企画係、指導係	新中央病院整備室	事業管理係、運営企画係	<p>（公営企業管理局）</p> <p>第3条 公営企業管理局に総務課、発電工水課及び県立病院課を置き、その分掌を次のとおりとする。</p> <p>総務課 省略</p> <p>発電工水課 省略</p> <p>県立病院課</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>（係の設置）</p> <p>第4条 課 _____ に係を置き、係の名称は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>係の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立病院課</td> <td>管理係、企画係、指導係、施設整備係</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>（職の設置）</p> <p>第5条 本局に次の表の左欄に掲げる職を置き、当該職を命ぜられた者は、それぞれ上司の命を受けて当該右欄に掲げる職務に従事する。ただし、局付、参事、技幹、副参事、課付、技術課長補佐、専門員、担当係長及び主任については、業務の状況により置かないことができる。</p>		課	係の名称	省略		県立病院課	管理係、企画係、指導係、施設整備係
課	係の名称																
省略																	
県立病院課	管理係、企画係、指導係																
新中央病院整備室	事業管理係、運営企画係																
課	係の名称																
省略																	
県立病院課	管理係、企画係、指導係、施設整備係																

職	職務
省略	
課長	省略
室長	室務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
省略	
課長補佐	省略
室長補佐	室長を補佐し、室務を処理する。
省略	

2 省略
(病院の組織)

第9条 省略

2 愛媛県立中央病院には、前項に定めるもののほか、救命救急センター、総合周産期母子医療センター、愛媛PET CTセンター、消化器病センター、がん治療センター、腎糖尿病センター、手術部、中央材料部、検査部、放射線部、リハビリテーション部、栄養部、人間ドック部、輸血部、病理診断部、内視鏡室、人工透析室、I・C・U室及びC・C・U室を置き、事務局に総務課、医事課及び経営企画室を置く。

3～5 省略
(病院の職員)

第14条 病院に次の職員を置く。

- (1)・(2) 省略
- (3) 経営統括監
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

(7)～(32) 省略

2 前項の職員のうち、経営統括監、副院長、センター長、医局長、医監、参事、局付、課長、副参事、事務局次長、課長補佐、経営企画室長、部長、部付、副センター長、医幹、薬剤部次長、薬剤長、副看護部長、専門員、室長、副医長及び主任は、病院の規模その他の状況により置かないことができる。

3 省略

職	職務
省略	
課長	省略
省略	
課長補佐	省略
省略	

2 省略
(病院の組織)

第9条 省略

2 愛媛県立中央病院には、前項に定めるもののほか、救命救急センター、総合周産期母子医療センター、愛媛PET CTセンター、消化器病センター、がん治療センター、腎糖尿病センター、手術部、中央材料部、検査部、放射線部、リハビリテーション部、栄養部、人間ドック部、輸血部、病理診断部、内視鏡室、人工透析室、I・C・U室及びC・C・U室を置き、事務局に総務課、医事課及び経営企画室を置く。

3～5 省略
(病院の職員)

第14条 病院に次の職員を置く。

- (1)・(2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 企画調査監

(7)～(32) 省略

2 前項の職員のうち、企画調査監、副院長、センター長、医局長、企画調査監、医監、参事、局付、課長、副参事、事務局次長、課長補佐、経営企画室長、部長、部付、副センター長、医幹、薬剤部次長、薬剤長、副看護部長、専門員、室長、副医長及び主任は、病院の規模その他の状況により置かないことができる。

3 省略

(愛媛県公営企業処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県公営企業処務規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(専決及び代決) 第4条 局長、課長(室長を含む。)及び特に指定された者は、別に定めるところにより、 <u>事務を専決し、又は代決</u> することができる。	(専決及び代決) 第4条 局長、課長_____及び特に指定された者は、別に定めるところにより、 <u>事務を専決</u> 又は代決することができる。

(愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第3条 愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 後																				
<p>(期末手当及び勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職員及び加算額の割合)</p> <p>第7条 別表第2右欄に掲げる区分が1種に該当する職を占める職員の期末手当及び勤勉手当の算定基礎額の給料月額は、当該給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 局長、病院長(中央病院長に限る。)、<u>中央病院事務局長及び経営統括監</u>の職を占める職員 100分の125</p> <p>(2) 省略</p> <p>別表第2 (第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">公 職</th> <th style="width:30%;">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略 <u>経営統括監</u> 省略</td> <td style="text-align: center;">1 種</td> </tr> <tr> <td>省略 本局課長 <u>本局室長</u> 省略 病院副院長(中央病院副院長及び4種に該当する職を除く。) 省略</td> <td style="text-align: center;">3 種</td> </tr> <tr> <td>省略 南宇和病院事務局長 病院副院長(中央病院副院長及び3種に該当する職を除く。) 省略</td> <td style="text-align: center;">4 種</td> </tr> <tr> <td>省略 本局課長補佐 <u>本局室長補佐</u> 省略</td> <td style="text-align: center;">5 種</td> </tr> </tbody> </table>	公 職	区 分	省略 <u>経営統括監</u> 省略	1 種	省略 本局課長 <u>本局室長</u> 省略 病院副院長(中央病院副院長及び4種に該当する職を除く。) 省略	3 種	省略 南宇和病院事務局長 病院副院長(中央病院副院長及び3種に該当する職を除く。) 省略	4 種	省略 本局課長補佐 <u>本局室長補佐</u> 省略	5 種	<p>(期末手当及び勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職員及び加算額の割合)</p> <p>第7条 別表第2右欄に掲げる区分が1種に該当する職を占める職員の期末手当及び勤勉手当の算定基礎額の給料月額は、当該給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 局長、病院長(中央病院長に限る。)<u>及び中央病院事務局長</u>の職を占める職員 100分の125</p> <p>(2) 省略</p> <p>別表第2 (第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">公 職</th> <th style="width:30%;">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略 <u>企画調査監</u> 省略</td> <td style="text-align: center;">1 種</td> </tr> <tr> <td>省略 本局課長 _____ 省略 病院副院長(中央病院副院長_____ _____)を除く。) 省略</td> <td style="text-align: center;">3 種</td> </tr> <tr> <td>省略 南宇和病院事務局長 _____ 省略</td> <td style="text-align: center;">4 種</td> </tr> <tr> <td>省略 本局課長補佐 _____ 省略</td> <td style="text-align: center;">5 種</td> </tr> </tbody> </table>	公 職	区 分	省略 <u>企画調査監</u> 省略	1 種	省略 本局課長 _____ 省略 病院副院長(中央病院副院長_____ _____)を除く。) 省略	3 種	省略 南宇和病院事務局長 _____ 省略	4 種	省略 本局課長補佐 _____ 省略	5 種
公 職	区 分																				
省略 <u>経営統括監</u> 省略	1 種																				
省略 本局課長 <u>本局室長</u> 省略 病院副院長(中央病院副院長及び4種に該当する職を除く。) 省略	3 種																				
省略 南宇和病院事務局長 病院副院長(中央病院副院長及び3種に該当する職を除く。) 省略	4 種																				
省略 本局課長補佐 <u>本局室長補佐</u> 省略	5 種																				
公 職	区 分																				
省略 <u>企画調査監</u> 省略	1 種																				
省略 本局課長 _____ 省略 病院副院長(中央病院副院長_____ _____)を除く。) 省略	3 種																				
省略 南宇和病院事務局長 _____ 省略	4 種																				
省略 本局課長補佐 _____ 省略	5 種																				

第4条 愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表の項5級の欄中「課長補佐」を「課長補佐室長補佐」に改め、同項6級の欄中「本局課長」を「本局課長本局室長」に改め、同項8級の欄中「企画調査監」を削り、同項9級の欄中「中央病院事務局長」を「中央病院事務局長経営統括監」に改め、同表医療職給料表(三)の項7級の欄中「看護部長」を「副院長看護部長」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

公 営 企 業 訓 令

○愛媛県公営企業訓令第4号

公営企業管理局
各事業所

愛媛県公営企業公印規則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年4月1日

愛媛県公営企業管理者 三好 大三郎

愛媛県公営企業公印規則等の一部を改正する訓令

(愛媛県公営企業公印規則の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業公印規則(昭和46年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
公印の種類	寸法 方(ミリメートル)	保管場所	公印の種類	寸法 方(ミリメートル)	保管場所
庁印			庁印		
省略			省略		
本局の課印	省略		本局の課印	省略	
本局の室印	30	〃	_____	—	—
省略			省略		
職印			職印		
省略			省略		
本局の課長印	省略		本局の課長印	省略	
本局の室長印	21	〃	_____	—	—
省略			省略		

(愛媛県公営企業事業所処務規則の一部改正)

第2条 愛媛県公営企業事業所処務規則(昭和57年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(病院の事務局等の所掌事務)	(病院の事務局等の所掌事務)
第5条 省略	第5条 省略
2 愛媛県立中央病院の総務課等の所掌事務は、次のとおりとする。	2 愛媛県立中央病院の総務課等の所掌事務は、次のとおりとする。
総務課 省略	総務課 省略
医事課 省略	医事課 省略
経営企画室 省略	経営企画室 省略
総合診療部 省略	総合診療部 省略
救急診療部 省略	救急診療部 省略
救命救急センター 省略	救命救急センター 省略
総合周産期母子医療センター 省略	総合周産期母子医療センター 省略
愛媛PET CTセンター 省略	愛媛PET CTセンター 省略
消化器病センター	
(1) <u>消化器病診療に関すること。</u>	
(2) <u>消化器病センターの管理に関すること。</u>	
(3) <u>その他消化器病医療に関すること。</u>	

がん治療センター

- (1) がん診療に関すること。
- (2) がん治療センターの管理に関すること。
- (3) その他がん医療に関すること。

腎糖尿病センター

- (1) 腎糖尿病診療に関すること。
- (2) 腎糖尿病センターの管理に関すること。
- (3) その他腎糖尿病医療に関すること。

手術部 省略
 中央材料部 省略
 検査部 省略
 放射線部 省略
 リハビリテーション部 省略
 栄養部 省略
 人間ドック部 省略
 輸血部 省略
 病理診断部 省略
 内視鏡室 省略
 人工透析室 省略
 ・C・U室 省略
 C・C・U室 省略
 3～5 省略
 (病院の職員の職務)

第9条 省略

2・3 省略

4 経営統括監は、院長の特命に係る病院の経営_____に関する事務を処理する。

5～23 省略

手術部 省略
 中央材料部 省略
 検査部 省略
 放射線部 省略
 リハビリテーション部 省略
 栄養部 省略
 人間ドック部 省略
 輸血部 省略
 病理診断部 省略
 内視鏡室 省略
 人工透析室 省略
 ・C・U室 省略
 C・C・U室 省略
 3～5 省略
 (病院の職員の職務)

第9条 省略

2・3 省略

4 企画調査監は、院長の特命に係る病院の経営企画に関する事務を処理する。

5～23 省略

(愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部改正)

第3条 愛媛県公営企業管理局事務決裁規則(昭和63年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																									
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 省略 (2) 専決 <u>局長、課長又は室長</u>が、常時、管理者に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。 (3) 省略 <p>(代決者)</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">決裁者</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">代決者</th> </tr> <tr> <th style="width: 40%;">第1次代決者</th> <th style="width: 50%;">第2次代決者</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課長</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">室長</td> <td style="text-align: center;">室長補佐</td> <td style="text-align: center;">室長が指定した職員</td> </tr> </table> <p>2 省略</p> <p>別表第1(第4条関係) 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項</p>	決裁者	代決者		第1次代決者	第2次代決者	省略			課長	省略		室長	室長補佐	室長が指定した職員	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 省略 (2) 専決 <u>局長又は課長</u>が、常時、管理者に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。 (3) 省略 <p>(代決者)</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">決裁者</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">代決者</th> </tr> <tr> <th style="width: 40%;">第1次代決者</th> <th style="width: 50%;">第2次代決者</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課長</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 省略</p> <p>別表第1(第4条関係) 管理者の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項</p>	決裁者	代決者		第1次代決者	第2次代決者	省略			課長	省略	
決裁者		代決者																								
	第1次代決者	第2次代決者																								
省略																										
課長	省略																									
室長	室長補佐	室長が指定した職員																								
決裁者	代決者																									
	第1次代決者	第2次代決者																								
省略																										
課長	省略																									

省略

備考 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

- (1) 1の部3の項及び6の項
- (2) 5の部5の項及び8の項
- (3) 7の部1の項及び4の項

別表第2（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			管 理 者	専決者	
				局 長	課 長
総 務 課	1～13 省略				
	14 公有財産及び物品に関する事務	1 公有財産の管理に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 普通財産及び行政財産の貸付け並びに貸付期間の延長及び更新			
		ア～ウ 省略			
		(3) 省略			
		(4) 普通財産及び行政財産の使用目的又は原形の変更承認			
		(5) 省略			
		(6) 省略			
		(7) 省略			
2～4 省略					
省 略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			管 理 者	専決者	
				局 長	室 長
新 中 央 病 院 整 備 室	1 愛媛県立中央病院整備運営事業に関する事務	1 愛媛県立中央病院整備運営事業の事業契約の履行に関すること。			
		(1) 特に重要なもの	—		
		(2) 重要なもの		—	
		(3) 軽易なもの			—

省略

別表第2（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			管 理 者	専決者	
				局 長	課 長
総 務 課	1～13 省略				
	14 公有財産及び物品に関する事務	1 公有財産の管理に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 普通財産_____の貸付け並びに貸付期間の延長及び更新			
		ア～ウ 省略			
		(3) 省略			
		(4) 普通財産_____の使用目的又は原形の変更承認			
		(5) 省略			
		(6) 行政財産の使用目的又は原形の変更承認		—	
		(7) 省略			
(8) 省略					
2～4 省略					
省 略					

(愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部改正)

第4条 愛媛県公営企業事業所事務決裁規則(平成9年愛媛県公営企業訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前							
別表第3 (第4条関係) 院長の権限に属する事務に係る特定決裁事項							別表第3 (第4条関係) 院長の権限に属する事務に係る特定決裁事項							
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分				愛媛県立三島病院及び愛媛県立南宇和病院における決裁区分							
			院長	専決者		院長	専決者							
				事務局 局長	課長		事務局 局長	課長						
総 務 課	1 省 略													
	2 人 事 管 理 に 関 す る 事 務	1 院内職員の身分及び服務に関すること。												
		(1) 出張、休暇、育児休業等、職務専念義務の免除等(職員の海外出張及び院長の県外出張を除く。)												
		ア 院長、事務局 長、経営統括監、看護部長、事務局次長、薬剤部長又は薬剤 長、課長及び技師長に係るもの												
		イ・ウ 省 略												
		(2) 省略												
		2~4 省略												
	3~8 省略													
備考 省略							備考 省略							

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。